

## 五庁共同声明 2016（東京声明）

五大特許庁は、2007年に協力を開始し、庁間のワークシェアリングから特許制度・運用調和及び品質管理まで協力を拡大してきました。この協力により、五大特許庁は多くの具体的成果を成し遂げてきました。

主な成果は以下のとおりです。

- 共通出願様式（CAF）
- 共通引用文献（CCD）
- グローバルドシエ（GD）及びグローバルドシエタスクフォース（GDTF）
- 五庁特許情報ポリシー
- 五庁特許審査ハイウェイ（IP5 PPH）
- 五庁ウェブサイト（[www.fiveipoffices.org](http://www.fiveipoffices.org)）

五大特許庁は、2016年6月2日に東京で開催された五大特許庁長官会合において、昨年の共同声明において合意された「ユーザー及び一般公衆に対してより良いサービスを提供する」との目標を再確認し、ユーザーの意見を引き続き考慮し、技術の発展が特許制度に及ぼす影響を考慮し、上質なサービスを提供し続けるよう協力することにより、五庁間で安定した特許権の取得を促進すべく、以下の三つの取組を推進していくことに合意しました。

### （1）ユーザーとの関係強化

五大特許庁は、ユーザーとの関係をさらに強化します。各庁は、例えば、五庁ウェブサイトのさらなる改良や五庁の取組に関する広報を拡大することによって、より広い範囲のユーザーの意見を積極的に取り入れます。また、各庁のユーザーサービスのベストプラクティスを共有することによりユーザー満足度を向上し、さらなる改善点の発見につなげます。

### （2）高品質で信頼性の高い審査結果の提供

五大特許庁は、IP5 PPH、グローバルドシエ、PCT 協働調査試行プログラム、品質管理プロジェクト及び特許制度調和専門家パネル（PHEP）などの、ワークシェアリングや品質、特許制度調和に関する取組の深化を通じ、ユーザーフレンドリーな方法で、ユーザーが高品質で信頼性の高い審査結果を取得できるよう協力を強化します。

### （3）発展する新技術への知財庁としての対応

五大特許庁は、IoT や AI 等の新技術への対応で各庁との協力を図ります。このため、これらの新技術による影響に関し、情報共有、意見交換又は考察を進めて行きます。